

令和 7 年度群馬県食品衛生監視指導計画の実施結果（概要）について

県では、食品の安全性を確保するため、食品衛生法に基づき、毎年度「群馬県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係営業施設等への立入検査や食品等の収去検査等を行っています。
このたび、令和 7 年度における実施結果をとりまとめましたので、その概要を公表します。

1. 実施区域

群馬県内全域（中核市（前橋市及び高崎市）を除く）

2. 監視指導について

食中毒予防や不良食品の排除のため、食品関係営業施設に対して延べ 13,419 件の立入検査を実施し、衛生管理基準や施設基準の遵守状況及び食品表示の信頼確保等について監視指導、普及啓発を行いました（対目標監視実施率 110.3%）。

3. HACCP に沿った衛生管理の実施状況等の確認及び助言・指導について

食品営業施設への通常監視や営業許可更新等の機会に HACCP に沿った衛生管理の実施状況等を重点的に確認し、必要な助言・指導を行いました。

また、と畜場及び大規模食鳥処理場に対しては外部検証を実施し、衛生管理計画及び手順書の遵守状況を確認しました。

4. 食品検査について

県内に流通する食品の安全性確認のため、981 検体について検査を実施しました（対目標検査実施率 103.5%）。

5. 食中毒への対応について

食中毒は 10 件（前年度 6 件）発生し、病因物質別ではノロウイルスが 4 件、アニサキスが 3 件、カンピロバクターが 2 件、ぶどう球菌が 1 件でした。事件の探知後速やかに原因の究明と適切な措置を行い、事故の拡大防止に努めました。

6. 情報提供・リスクコミュニケーションについて

食品の安全性に関する県民との意見交換会を 25 回開催（2,708 人参加）しました。

7. 公表について

食中毒等、法令違反により行政処分を行った事案については、その都度公表しました。

また、食品検査結果については、群馬県ホームページで公表しました。

【参考】

実施結果については、群馬県ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.gunma.jp/site/shokunoanzen/763655.html>